

学校において予防すべき感染症について

【出席停止の基準】

(平成29年1月～)

	疾患名	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 重症急性呼吸器症候群 <small>(病原体がSARS コロナウイルスであるものに限る)</small> 痘瘡 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 南米出血熱 鳥インフルエンザ <small>(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型型がH5N-であるものに限る)</small>	治癒するまで ※「 新型インフルエンザ等感染症 」「 指定感染症 」および「 新感染症 」は第一種の感染症とみなす
第二種	インフルエンザ <small>(鳥インフルエンザを除く)</small> 髄膜炎菌性髄膜炎 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) 風疹 水痘(みずぼうそう) 咽頭結膜熱(プール熱) 結核	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児は3日)を経過するまで 病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで 特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで 解熱後、3日を経過するまで 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで 発疹が消失するまで すべての発疹が痂皮化するまで 発熱、咽頭炎、結膜炎などの主症状が消退後、2日を経過するまで 学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス / パラチフス 流行性角結膜炎/急性出血性結膜炎 ※その他の感染症	学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで

※その他の感染症とは、条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる感染症である。
 ただし、本人の状態によってはこの限りではないので、主治医の判断に従うこと。

主なその他の感染症

- ◎溶連菌感染症・・・・・・・・・・適切な抗生剤治療が行われた場合、ほとんど24時間以内に伝染力を抑制できるので、医師による判断で全身状態がよければ登校可能。
- ◎感染性胃腸炎・・・・・・・・・・主症状が消退後、全身状態が回復すれば登校可能。
(流行性嘔吐下痢症) 小型球形ウイルス(ノロウイルスなど)などによる感染症全般を示す。
- ◎ウイルス性肝炎・・・・・・・・・・A型肝炎：肝機能が正常初期に戻ったら登校可能。
 B・C型肝炎：出席停止の必要なし。
- ◎手足口病・・・・・・・・・・全身症状が安定したら登校可能。
- ◎伝染性紅斑(リンゴ病)・・・・発疹のみで全身状態がよければ登校可能。
- ◎ヘルパンギーナ・・・・・・・・全身症状が安定したら登校可能。
- ◎マイコプラズマ肺炎・・・・急性期が終わり、全身状態がよければ登校可能。